平成27年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発言者	発 言 要 旨
事務局	お待たせをいたしました。ただいまから、平成27年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。 本日の会議は、委員20人中18人の委員の方にご出席をいただいており、愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項に定めます委員の半数以上の出席条件を満たしておりますので、有効に成立をいたします。 それでは、会議に先立ちまして、石田会長から、ご挨拶をいただきたいと存じます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。次に、川島県民生活部長から、ご挨拶を申し上げます。
県民生活部長	(県民生活部長あいさつ)
事務局	それでは、審議に入ります前に、前回の審議会以降、委員の皆様方の一部に ご異動がございましたので、新たに委員にご就任いただきました方々をご紹介 させていただきます。 (委員紹介)
	それでは、審議会条例第4条第2項により、会長が議長となることとなって おりますので、会長の取り回しで会議をお願いいたします。
会 長	それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存 じますので、議事の進行によろしくご協力のほど、お願い申し上げます。 なお、本日は傍聴を希望する方がございます。本日の審議案件には非公開案 件はございませんので、このまま傍聴を認めさせていただきたいと存じます。 また、傍聴される方には傍聴に当たっての注意事項については、十分ご遵守の ほど、よろしくお願い申し上げます。
	それでは、審議に入ります前に、運営要領第5条の規定に基づきまして、会長である私が会議録署名人2名を、指名することになります。今回は林委員と榊委員を署名人として指名させていただきたいと存じます。 林委員、榊委員、署名人をお引き受けいただけますでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
	(両委員承諾)
会 長	ありがとうございました。 それでは、続きまして、会議次第の「5 平成27年度愛知県私学振興関係 予算について」、事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	(「平成27年度愛知県私学振興関係予算」について説明)
会 長	ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらご発言ください。
	私から質問ですが、例えば、平成27年度と26年度の私立学校経常費補助金の総額をみますと、若干減っています。ところが、助成事業概要に書かれている単価をみますと増えています。これは対象人数が減ったということですか。
事務局	お見込みのとおりであります。特に幼稚園の関係で従来、私学助成の対象となっていた幼稚園が、健康福祉部所管の施設型給付という制度へ移行しました。 その結果、対象人員が減り、単価が伸びたにも関わらず、総額は99.9%、 ほぼ横ばいというような予算となっております。
会 長	それでは、他にご質問はございませんか。
	ご質問もないようですので、次の、会議次第「6 諮問事項」の審議をお願いいたします。 本日、ご審議いただきます事項は、「学校法人等に対する助成について」でございます。それでは、諮問番号27-1「平成27年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	(「平成27年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法」について説明)
会 長	それでは、ただいまのご説明につきまして、欠席された委員の方からご意見 があれば、書面にてお伺いすることになっておりますので、事務局からご説明 をお願いします。
事務局	本日、欠席されました委員の方からのご意見はございませんでした。
会 長	それでは、ご出席の皆様で何か、ご意見、ご質問があればお伺いします。
委 員	審議会資料の5ページで、教員充実状況というところがあります。その一番

発言者	発 言 要 旨
	上のところですが、専任教員のうち雇用契約期間を定めている者(定年退職後の再雇用者等を除く。)については、20%を乗じた数まで算入するとありますが、育休に対応している教員については、特に規定は無いのでしょうか。
事務局	育児休業ですとか産休の方、それから再任用の方につきましては、当然年数は定められておりますが、この方々はやむを得ない代替の方たちですので、通常の正規の教員と同じようにカウントをしております。
委 員	段階的に下げているようですが、下限というのはあるのでしょうか。
事務局	下限は現在、特に決めてはいません。状況を見ながらという風に思っております。ちなみに、現在、私立学校の平均は、概ね10%程度という状況になっております。
会 長	それでは、その他ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委 員	審議会資料の1ページの補助金の交付先についてですが、平成27年度の愛知県の中でこの認定こども園の対象数が、まずどれくらいあるのか、補助金行政上、認定こども園が対象になったことによって、何が変化して、何が変化しなかったのかというところを、簡単で結構ですので教えていただきたい。
事務局	まず、愛知県内の幼保連携型認定こども園についてですが、26年度以前から、幼保連携型認定こども園という制度がございましたが、幼稚園と保育園を合わせて幼保連携型認定こども園として認定されるという仕組でございました。27年度からは、これが幼保連携型認定こども園という一つの施設として認可されるという仕組に変わりました。このように、幼保連携型認定こども園に移行した園は、13園ございます。 補助金の仕組でございますが、幼保連携型認定こども園につきましては、保育の行政に関係する健康福祉部で所管しておりまして、施設型給付という形で、市町村から該当の園に補助金が支払われる仕組になりました。従来の私学助成の一般補助に該当する部分、園児一人当たりいくらという部分につきましては、そちらへ移行しましたのでこの私学助成の予算からは外れた形になります。 一方で、預かり保育等、一部市町村から委託がされない事業がございまして、その部分については、従来幼稚園として助成を受けていた学校法人立の幼保連携型認定こども園につきましては、経過措置として当分の間、私学助成で補助するという仕組になっております。
会 長	その他いかがでございましょうか。

<u></u>	
発言者	発 言 要 旨
委 員	先ほど、他の委員からも、教員の充実状況で期限付きの教員を助成上どのように扱うかということにご関心が向けられました。毎年、このことについては私どもも案じている内容でございまして、特に高等学校55校のこれからの先行きを考えますと、非常に重要な観点が含まれていることと考えます。そのことについて私ども関係者はよく分かっておりますが、1年に一度、こちらにいらっしゃる方にとってはなかなかご理解をいただけないと思いますので、そこを丁寧にご説明したいと思うのですが。
会 長	ポイントだけ簡潔にお願いします。
委 員	私立高校を充実させていくということにおいて、補助金の算定上、公立と同等の色々な条件を課されております。それについては大変良いところと、将来のことを考えますと大変困る部分もございます。そうした条件について、学校経営上ということだけではなくて、教育の色々な部分について影響があるということをご理解いただきたいと思います。
	まず、私立高校は一校一校が独立完結した経営体です。公立の教員という労働者という立場から言えば、160 校余がいわば公立教員の「受け皿」であり、人事異動も比較的容易にでき、給与も変わりません。これに対して、私学が教員を異動させたいと思いましても基本的には解雇しかございません。大きな大学等を持っておれば他に移ることも可能な部分がありますが、解雇というと、就業規則上とんでもないことをするということでも無い限り、なかなかできません。
	次に、補助金算定上の教員配置の状況が、特色ある教育に逆行する要因になっているということをお話したいと思います。 色々な方々が、私どものことをご紹介いただく場合、決まって常套句のように「独自の建学の精神に基づく特色ある教育」という風に申されます。その「特色」にとって、教員の配置がどのように影響するのか、ということであります。 教科や総合学習、あるいは学校設定科目等においてユニークなものを取り入れるとします。そうすると、非常勤あるいは期限付きの教員をより多く起用することが必須であり、同時に、「特色」に繋がるところでございます。 ところが、助成の基準として、現在、第6次定数法と呼ばれる「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を用いられます。さらに、 県が6次定数法の基準とは別に独自の基準を設けられて、非常勤や期限付き教員の算入率を規制されます。この算入率については、25%だったところを2

0%にするということでございました。さらに、経常費補助金の充足率で10 0%以上は満点に扱われますが、それ以下ですと減点されます。別に法律に反

マシ		-1/ .
棄	=	石

発 言 要 旨

しているわけではございませんが、こういう誘導措置を通じて、公立並みにしなさいということを強く求められます。これは、私どもが求める特色ある教育に反する、ということでございます。

それから3番目ですが、少子化がこれから大変深刻になってまいります。これが、将来の学校経営を悪化させるという観点です。

私学振興助成法が3つの目的を掲げておりますけれども、その中の一つに「私学経営の安定化」ということがございます。法人は、一旦教員を雇いますと、現在であれば22歳から65歳まで、43年間雇用する責任を負います。しかし、今から43年後にこの世の中がどうなっているか。今後、公立並みの専任教員率を求められますと、年齢と共に給与が上がることも重なって、人件費の面から私学経営が不安定化します。公立の場合は何千人、何万人という単位で雇用をしていますので、そこで人員や給与のやり取りができます。しかし、私どもは学校の中で完結ということになり、これが重荷になって場合によっては閉校という状況になりかねません。

それから、少子化がさらに顕著になり、15歳人口が現状の半分以下になることも考えられます。そうすると、教員は相対的に高齢化し、新しい教員を雇うことができません。加えて、時代の変化に対応し得る教育力が低下し、若ければ良いというものではありませんけれども、エネルギッシュさや若さというものが、十代の生徒との関係を築く大きな要素だとすれば、教育条件の悪化にも繋がります。

4番目、期限付き教員の雇用の制限は教育の「質の保証」への妨げになるということについてご説明します。私学振興助成法は「教育条件の維持向上」ということを挙げておりますが、これを揺るがし、引いては「私学経営の安定化」も阻害するという風に考える次第です。

教員の質の低下が、目を覆う状況であるということは、公立も私立も変わりありません。私どもの教員採用の実情について申し上げますと、まず公立を受けて、そこを落ちた方が私どものところを志願されるということが大半です。それは、学力ということですので人間性までは分かりませんが、そこから考えられることは「推して知るべし」であるということです。

また、私学は公立のように組織的な研修制度も持っておりません。期限付きの期間を相当程度取って、試用をしながら鍛え、色んな力を向上させているという現状がございます。こうした試用期間を経て一人前に成長してようやく教壇に立たせられるようになります。

さらに、うつ病の発症も多くございます。大体30人に1人くらいの形で発症しまして、私の学校も大体3人4人、うつ病の教員がおります。そうしますと、ある一定期間休ませて、色んな圧迫とかを取らなくてはいけないということで大変難しい現状がございます。このうつ病が学校現場において非常に多い

発言者	発 言 要 旨
	ということを、ご承知置きいただきたくと共に、期限付きの方で代替するとい
	うことを、ぜひお認めいただきたいという風に思います。
	県の方に置かれては、この試用期間を1年であれば期限付きにはカウントし
	ないということで、その点については大変ありがたいと思いますが、私の感覚
	からすると1年では短い。2年、3年をみてようやく人様の前で、一生に関わ
	る教育に携わることができると考えます。
	大変長い時間を頂戴いたしましたが、こういう形でお話をさせていただいた
	次第です。ありがとうございました。
会 長	ただいま委員より意見が出されましたが、私としては、これは一つのお考え、
	ご要望として今後の補助金のあり方についての議論のときに、参考にしていた
	だくということにしたいと思います。
	それ以外で何かご質問等は。
委 員	参考資料の3ページを見て頂きたいと思います。経常費補助金でございます。
	昨年、専修学校高等課程の補助単価について、13万200円から13万3
	千300円と、7年ぶりに増額したわけでございます。
	専修学校の高等課程というのは、俗に高等専修学校と申します。現在の高等
	専修学校は、高校と同じ後期中等教育を担っております。昨今は、中学校から
	の進路の一つとして見られており、愛知県の高等専修学校生徒数は7千名を超
	えている状況でございます。
	ここで経常費補助金の単価を今一度見ていただきますと、高等学校は、高等
	専修学校の2. 4倍の単価となっております。同じ後期中等教育を担い、教員
	の確保等も同じようにやって、2. 4倍。これは学校経営的にも非常に問題が
	ございます。
	それから、その下の方に「授業料軽減補助金」がございます。高等専修学校
	に通っていらっしゃる方には、母子家庭等の経済的に非常に貧しい方がいっぱ
	いいます。俗に言う、経済格差が教育格差であるということで、この辺を何と
	か一歩でも縮めていただければと思っております。
	それから、配分方法につきまして、高校では特色教育推進分というものがご
	ざいます。この中の項目に不登校の受け入れというのがございます。まさに高
	等専修学校ほど不登校を受け入れております。また、高大連携であったり、い
	じめ対策、基礎学力の向上等の項目がございますが、高等専修学校ほど不登校
	であったり、いじめ対策、基礎学力の向上等に力を入れております。このよう
	な特色教育推進のような観点を専修学校高等課程にも加えたい。
	何とか生徒、学生のため、学校の経営安定のため、特色教育推進、それから
	経常費の単価増額を是非とも考慮していただければと思っております。

専修学校の現在の状況その他、今後の補助金のあり方についての意見でござ

会 長

発言者	発 言 要 旨
	いました。
	その他、何かございますか。
委 員	これは今後の要望ということで検討していただきたいと思うのですが、先日、
	南山国際の中高が閉校すると発表されました。やはり規模の問題もありますが、
	中高単独で経営していくことが如何に難しいか。恐らく南山にしても、できる
	ことなら維持していきたかったのではと考えます。しかし、どんどん累積赤字 が増してしまった。これは、決していい加減な経営をしておられるとは思って
	いません。
	そんな中で、財務省が教職員を少子化で3万7千人削減との見解を示しまし
	た。文科省はそれを受け入れてはおりませんけれども、大筋の流れとしてこう
	いう風な社会現象と方向があります。こういった情勢を勘案して、今後の助成 金の考え方をもう少しシンプルにしてもらいたい。今後一つ、ぜひ取り扱って
	いただけないかと思っております。
会 長	ただいまご意見並びに提案がございました。社会的な状況の様々な変化も踏
	まえまして、来年度以降の審議のときに、ただいまのご意見などをご参考にしていただきながら、案を作っていただければと思います。
	その他、ご質問等はございませんか。
	それでは、審議を終了させていただきまして、採決に移りたいと存じます。
	ただいまの諮問番号27-1「平成27年度愛知県私立学校経常費補助金の 配分方法について」は、原案を可とすることにご異議ございませんでしょうか。
	配力が体に グ で」は、原来で 引こすることにこ来成こと v は と/v くしょ / / v 。
	(異議なしの声あり)
会長	ありがとうございました。それでは、ご異議なしと認めまして、本案件につ
五以	きましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。
	続きまして、会議次第の7の報告(1)「平成27年度経常費補助金に係る交
	付時期及び7月交付額について」及び(2)「平成27年度学校法人立以外の私 立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」を事務局
	から説明をお願いします。
事務局	(「平成27年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び 「平成27年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常
	一十成27年度子校伝八立以外の松立寺修子校及い各種子校に対する経帯 費補助金の配分方法について」を説明)
会 長	ただいま報告事項についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問は

発言者	発 言 要 旨
	ございませんでしょうか。
	それでは、ご質問もないようですので、報告事項については以上とさせてい ただきます。
	本日はこれをもちまして、議事を終了させていただきたいと存じます。なお、 本日の会議の結果につきましては、この後、県政記者クラブにおいて、審議の 結果を発表することといたしておりますので、ご承知願います。 議事の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。
県民生活部長	(お礼の言葉)
	以上